

殿

(浄化槽管理者) 住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

技術管理者変更報告書

浄化槽の技術管理者を変更したので、浄化槽法第10条の2第2項の規定により報告します。

1. 設置場所の地名・地番	
2. 変更後の技術管理者の氏名	
3. 変 更 年 月 日	年 月 日
4. 用 途	
5. 人 槽	人槽

(注 意)

1. 浄化槽管理者とは、当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するものです。
2. 501人槽以上の規模の浄化槽管理者は、当該浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上の業務を担当させるため、環境省令で定める資格を有する『技術管理者』を置かなければなりません。(浄化槽法第10条第2項)
3. 技術管理者の資格を証する書類を添付してください。